2024 年 5 月 29 日

各　位

会 社 名　メタウォーター株式会社
代表者名　代表取締役社長　山口 賢二
（コード番号：9551 東証プライム）
問合せ先　経営企画室長　西村 新吾
（TEL. 03-6853-7317）

株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、2024 年 5 月 29 日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高めるため、従業員に対して、自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入することについて決議しましたので、お知らせします。

1. 導入の背景

当社は、企業理念である「続ける。続くために。」の実践を通じて、持続可能な環境・社会の実現に貢献していくために、人を最大の財産として捉え、サステナブルな視点を持ち、水・環境の課題解決を担う人材を育成することを目指して人事理念を定めています。また人事理念に基づき、多様性を認め、多様な人材を受入れるとともに、従業員がその個性と能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍できる環境整備を推進しています。

このたび、従業員が当社の中長期的な業績や株価への意識を高めることにより持続的な成長を目指した業務遂行を一層推進すること、また、当社の企業価値向上に伴う株価上昇が従業員の財産形成にも資するよう「人的資本投資の一環」として、本制度を導入することとしました。本制度の導入は、今後の人材定着および従業員のモチベーション向上に寄与し、当社の持続的な成長に資すると考えています。

2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員（以下「対象従業員」という。）に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、対象従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第あらためてお知らせします。

【本制度の仕組み】

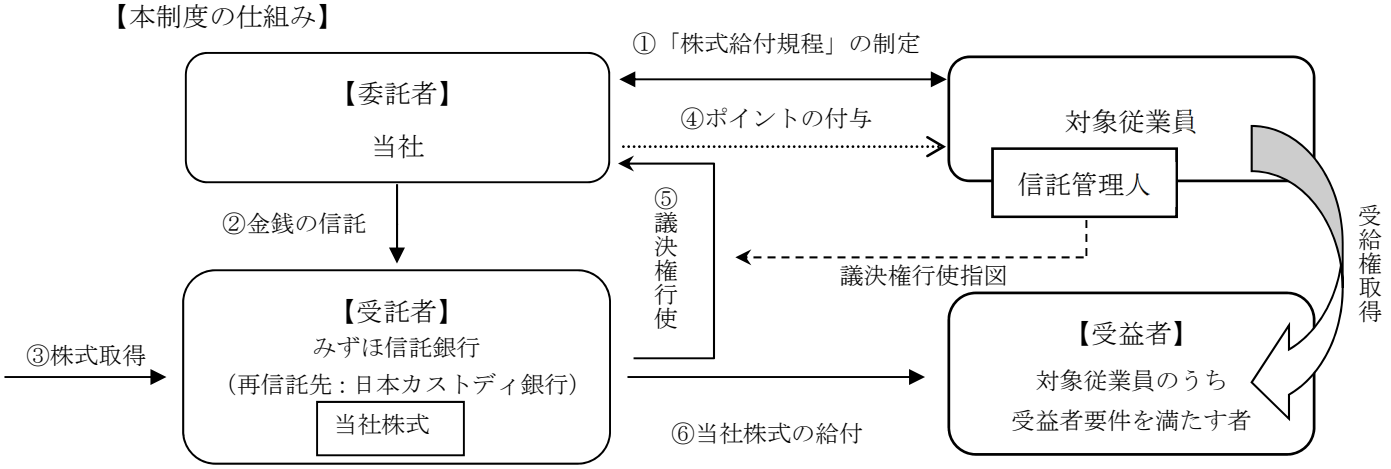

① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
② 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
③ ②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
⑥ 本信託は、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以　上